

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
電気通信番号政策委員会（第24回） 議事録

1 日時 平成30年7月10日（火）15時00分～16時15分

2 場所 総務省 共用10階会議室

3 出席者

(1) 電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、一井 信吾（主査代理）、河村 真紀子、猿渡 俊介、森 亮二  
（以上5名）

(2) オブザーバー（敬称略）

鈴木 博道（一般社団法人電気通信事業者協会）、濱谷 規夫（一般社団法人電気  
通信事業者協会）

(3) 総務省

古市 裕久（電気通信事業部長）

(4) 事務局

深堀 道子（番号企画室長）、影井 敬義（番号企画室課長補佐）

4 議題

(1) 報告書案について

(2) その他

(相田主査) 定刻より少々だけ早うございますけれども、おそろいになりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会の電気通信番号政策委員会の第24回会合を開催させていただきます。

本日は、三友委員と藤井委員がご都合によりご欠席と伺っております。また、本日の委員会で、後ほどその他の項目で発信者番号偽装表示対策の取り組みについてご紹介いただくため、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）の濱谷様と鈴木様にオブザーバーとして参加いただいております。

それでは最初に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

(影井番号企画室課長補佐) 配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料24-1から24-3までの計3点となっております。もし過不足等がありましたら、事務局までお知らせください。

また、本日の資料24-2及び24-3の一部が委員限りの扱いとなっております。それぞれ赤字で該当部分を記載しておりますので、ご注意ください。

以上です。

(相田主査) 資料につきまして、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議題は、報告書案についてということで、前回の委員会ではそれまでの事業者及び利用者の視点から検討を行ってきた内容の論点整理を行い、報告書案に盛り込むべき考え方や方向性について整理いたしました。本日は、委員会としての検討結果をまとめる会合となりますため、これまでの委員会で検討・整理を行ってきた内容を踏まえ、事務局において報告書案を作成していただきましたので、これをもとに議論させていただきたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(影井番号企画室課長補佐) それでは、資料24-1をごらんください。前回の論点整理をベースに、これまでの委員会での検討・整理いただきました内容を踏まえて事務局において作成いたしました「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方 報告書（案）」について、ご説明をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、まず目次でございます。項目としては、最初に1の検討に当たっての基本的考え方、2の本委員会での検討の進め方（プロセス）がございまして、3から各論に入りまして、3の地理的識別性・社会的信頼性の確保の在り方、4の通話品質の識別性の確保の在り方、5の緊急通報の確保の在り方、6の

番号指定事業者からの番号の卸提供による転送電話サービスの提供の在り方、そして最後に7の本検討に関する今後の取組・フォローアップとしております。

次の1ページをごらんください。項目1の検討に当たっての基本的考え方でございます。2パラにございますように、電気通信事業者が固定電話サービスを提供するために使用しております0AB～J（固定電話番号）につきましては、地理的識別性やサービス・通話品質の識別性の確保を通じて、社会的信頼性を得ながら国民生活に広く浸透してきたものでございます。

こうした中、例えば法人の職員が営業・出張・テレワーク等の場合に、会社の固定電話番号を使用した発着信を可能とするような転送電話につきましては、ニーズに応じて既に利用されており、こうしたサービスをうまく活用することで「働き方改革」にも寄与することができ、利用者の利便が向上するものと考えます。

他方で、転送電話の普及や提供形態の多様化によって、一般消費者が固定電話番号から想起する地域やサービスとは異なる発着信において、通話の相手には固定電話番号による発着信であるように装う、一般消費者に意図的に誤認させることも可能となり、固定電話番号の識別性や社会的信頼性の前提に疑義が生じる状況にもなっております。

このような状況で、現行制度上、固定電話番号については地理的識別性等を確保しなければならないといったことが規定されているものの、固定電話番号が転送電話の提供に使用される場合のルールが十分に整備されておりません。このため、どのようなサービスが許容され、どのようなサービスが許容されないのか等の基準が明確になっておらず、サービス利用者の利便、一般消費者の保護、事業者のサービス提供に係る正当性、公平性及び予見可能性等を確保する観点から、課題が顕在化しております。

こうした検討の背景がある中、今般の電気通信事業法の改正も契機としまして、固定電話番号の識別性、社会的信頼性、及びその適正な使用を確保し、番号を適性を使用して転送電話を提供する事業者の円滑なサービス提供を促進し、利用者が安心して転送電話を利用できるよう、本委員会において、固定電話番号を使用する転送電話に関するルールを明確化する観点から検討を行ってまいりました。

続いて3ページに入りまして、項目2でございます。本委員会では、2.1のとおり、事業者及び利用者の両方の視点から検討を行ってまいりましたところ、その検討の進め方（プロセス）をこの項目2においてまとめております。（1）にありますように、

本委員会においては、固定電話番号を使用する転送電話を提供する事業者を対象とした事業者ヒアリングなどを実施することによって、事業者によるサービスの提供形態についての確認及び整理を行ってまいりました。この3ページの後半から4ページにかけて、①の番号指定事業者によるサービス提供状況と、②の番号非指定事業者によるサービス提供状況について、本委員会で確認した内容をまとめております。

続いて5ページに行ってくださいまして、(2)に利用者の意見といたしまして、本委員会では、固定電話番号を使用する転送電話における番号の識別性及び信頼性、サービスの利便性についての利用者の意識を明確化する観点から、一定数のモニターに対してウェブによって回答を求める方法でアンケート調査も実施してまいりました。また、本委員会においては、一般消費者の視点を踏まえた検討を行うため、消費者相談や消費者トラブルの現場の意見、最終消費者に不利益のないサービスのあり方などの内容について、河村委員、森委員からプレゼンテーションを実施していただきました。

こうした検討を踏まえまして、2.2にありますように、転送電話に係る個別課題・論点といたしましては、地理的識別性及び社会的信頼性の確保のあり方、通話品質の識別性の確保のあり方及び緊急通報の確保のあり方について整理することとしました。また、現状では、番号非指定事業者による転送電話の提供実態を十分に把握できない課題・論点にも対応しまして、今般の制度改正を契機とした番号指定事業者からの番号の卸提供による転送電話の提供のあり方についても整理することとしました。これらの各課題・論点についての検討結果を、次の7ページからまとめてございます。

7ページからの構成としては、これまで本委員会で論点整理いただきました「現状・課題」、「主な意見」、そして「方向性(考え方)」という内容でまとめております。

まず、項目3の地理的識別性、社会的信頼性の確保のあり方について、現状・課題としましては、現行制度上の番号指定事業者に対する規律を通じて固定電話番号は地理的識別性を確保しているといった点。また3パラ目の、固定電話網のIP網への移行後である2025年以降におきましても、引き続き固定電話番号の地理的識別性、番号区画は維持される見通しであるといった点がございます。

さらに、7ページの最下段からですが、我が国では番号指定事業者により現行制度が遵守され、固定電話が国民生活や社会経済活動における重要な基盤として全国あまねく提供されてきた長年の実績・背景等がございます。これにより、固定電話番号を

利用する固定電話のユーザは、所在地が特定され、社会経済活動や知らない相手との通話においても信用を得やすいといった形で一定の社会的信頼性を有しております。

転送電話において、050番号ではなく固定電話番号を使用したいニーズは、これまで固定電話番号が確保してきた社会的信頼性に支えられているものであるということも、本委員会において確認されました。

また、利用者アンケートにおいては、多くの人が固定電話番号が示す地域外に電話が転送されることは問題と認識している旨の結果も示されております。

さらに、インターネットを経由する「発信転送」は、過去の総務省の研究会の報告書において、地理的識別性や利用者保護の観点から問題があるため、発信者番号を通知しないことが適当と整理されたものの、その実効性には課題があったところがございます。

このあたりの内容に関しての本委員会での主なご意見は、3.2に掲載しているとおりでございます。続いて10ページに進んでいただきまして、ここまでの内容を踏まえた、3.3の方向性（考え方）でございます。2パラからでございますが、転送電話に関しては、利用者が番号から想起する地域と実際の発着信の場所が異なるといった点がございまして、番号区画内に拠点と固定回線等が存在する法人の職員が営業・出張・テレワーク等の場合に法人の固定電話番号で発着信を行うという一定のニーズは存在し、利用者利便に資するものである。しかし、番号区画内に転送契約者の拠点や固定回線等がない状態で固定電話番号を使用する転送電話につきましては、一般消費者の視点から見ると、信頼性や法人拠点があるように装うものであり、固定電話が長年積み重ねてきた識別性や信頼性に関する経験・コスト等に対するフリーライドであり、中長期的には固定電話番号の識別性・信頼性は損なわれ、やがては転送電話の利用ニーズ・市場も縮退していくことが想定される。

こうした点を踏まえ、転送電話サービスを提供する事業者について、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、地理的識別性及び社会的信頼性を確保することが必要であるとしております。

1点目が、番号区画内に転送契約者、これは転送電話サービスの契約を行って実際に着信転送または発信転送を行う利用者のことをいっておりますが、その拠点（住所）が存在し、これを確実に担保するための実在確認及び本人確認を徹底すること。

2点目が、転送契約者の拠点到固定電話番号の指定要件を満たした音声通信サービ

スを利用するための固定端末設備及び固定端末系伝送路設備（固定電話サービスに関する物理回線）が設置されていること。

これらを満たせない場合は、転送電話サービスにおいて発信者番号を非通知にする、または固定電話番号以外の番号を使用することとしております。

続いて11ページでございます。発信転送におきましては、実際に発信を行う者が転送契約者の拠点での活動実態がある場合であって、かつ発信者番号への電話の折り返しが可能である場合に限り、固定電話番号を発信者番号として通知してもよいこととすることが適当としております。さらに、海外にしながら携帯電話やインターネットにより発着信を行う転送電話サービスにおいては、通話の相手に日本の固定電話番号を発信者番号として通知しないようにすることが望ましいとしております。

続いて12ページへお進みください。項目4の通話品質の識別性の確保の在り方でございます。まず現状・課題としまして、固定電話番号を利用する電話サービスは、設備の技術基準により、ほかの電話に比べて高水準の通話品質が確保されています。他方、固定電話番号を使用して提供する転送電話サービスについては、固定電話番号以外の転送区間のネットワークの通話品質が携帯、050IP電話またはインターネットと同等水準となりまして、特にインターネットによる転送区間は品質が低下するといった状況でございます。

利用者アンケートにおいては、多くの方が、インターネットによる転送については、その旨を音声ガイダンス等により通知した上で転送してほしい、または転送自体しないでほしいと認識している旨の結果が示されております。

この点に関する本委員会での主なご意見は、4.2に掲載しているとおりでございます。13ページの主な意見の下から4点目から、アンケート結果からしてガイダンスがよいと思うが、その内容は煩雑にならずわかりやすいものを目指して検討が必要といった点、インターネットを使った転送で、一般消費者は画面でわかる方法が良いといった点。電話の音声が悪い場合に関する周知や普及啓発の努力も必要といった点。これらの点は前回の論点整理における本委員会でのご意見でございますので、新たに追加掲載しております。

ここまでの内容を踏まえ、4.3の方向性（考え方）でございます。固定電話の通話品質基準については現行の水準を維持する必要があり、固定電話番号を使用する転送の際にも一定水準の通話品質を確保することが必要であるところ、この転送の際に通

話品質がインターネットの水準まで低下する場合には、その旨を一般消費者が識別することを可能とする対応が必要であるとしています。このため、転送電話サービスを提供する事業者について、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、通話品質の識別性を確保することが必要としています。

1点目が、固定電話網以外の転送区間においては、現行の固定電話、携帯電話または050IP電話と同等水準の品質を確保することにより、一定の通話品質を確保すること。これを満たせない場合、つまり、転送区間がインターネットとなる場合につきましては、その旨を通話相手となる一般消費者が認識できるようにするための措置を講じることとし、この措置を講じることが困難な場合は、発信者番号を非通知にすることとしております。

次の「なお」書きのparaが論点整理から追加した要素でございまして、この当該措置の具体的内容については、現時点では画面表示機能のない端末も存在することから音声ガイダンスを原則とすべきと考えられるが、将来的には音声ガイダンスよりも画面表示による通知のほうが利便性が高い可能性もあるところ、今後の事業者間の検討において、一般消費者の保護、事業者の技術面・コスト面の観点から、より有効かつ合理的な方策が検討された場合は、必要に応じて、関係業界団体や国内標準化機関（TTC）などにおいても、当該方策の実現に向けた検討が行われることが適当であるとしています。

さらに、前回委員会でのご意見を反映しまして、インターネットを経由する転送電話については、転送区間の通話品質が保証されておらず、品質が低水準となる場合があるといったことが、転送契約者及び一般利用者（消費者）に正しく認識されることが重要であるため、利用者に対する周知・啓発等に努めていくことも必要であるとしております。

続いて15ページ、項目5の緊急通報の確保のあり方でございます。現状・課題としまして、現行制度上、番号指定事業者には「緊急通報を利用可能とすること」が求められており、固定電話の番号を付された電話端末・電話網からは緊急通報が可能ということが社会的に広く認知されてまいりました。他方、固定電話番号を表示する「発信転送」で緊急通報を行った場合は、緊急機関に通知される固定端末の設置場所や通報者の位置情報が通報者の実態と異なってしまい、緊急機関による通報者情報の紐付けや通報者へのコールバックが困難となり、犯罪捜査や人命救助等に支障をきたす可

能性がございます。

また、番号非指定事業者が転送する「発信転送」のサービスにおいては、緊急通報が不可能となっております。同サービスのみを利用する法人においては、緊急通報が適切に確保されない可能性がございます。

このような現状・課題を踏まえまして、5.2の方向性（考え方）でございます。緊急機関による通報者情報の紐付けや通報者へのコールバックを適切に確保する観点から、転送電話サービスを提供する事業者においては、緊急機関に通知される番号と実際の通報者情報に乖離が生じる「発信転送」による緊急通報を可能とせず、固定電話端末や転送元の携帯電話端末からの緊急通報を可能とするなどの対応が必要であるとしています。

また、番号非指定事業者が提供する「発信転送」においては、緊急通報が利用できないことについて、利用者が誤認しないよう十分に説明・周知が行われる必要があるとしております。

続いて17ページ、項目6の番号指定事業者からの番号の卸提供による転送電話の提供のあり方についてでございます。現状・課題でございますが、番号非指定事業者が転送電話を提供するために使用する固定電話番号は、必ず番号指定事業者が総務省から指定を受けた固定電話番号であり、当該番号指定事業者から電気通信役務の卸提供を受けて使用することが可能となっております。こうした中、現行制度においては、番号指定事業者が卸提供した番号を番号非指定事業者が転送電話を提供するために使用する場合に対する基準等が明確になっていないなどといった状況でございます。

主な番号指定事業者が固定電話番号を他の事業者に卸提供している実態について、本委員会で聴取いたしましたところ、これは事業者ごとに対応が様々であるといったことが確認されました。

この点に関する本委員会での主なご意見は6.2に掲載しておりまして、方向性（考え方）については18ページの6.3でございます。方向性に関しては、平成30年電気通信事業法の改正も契機といたしまして、転送電話の提供に使用される番号の適正な使用を確保するため、番号指定事業者が卸提供した番号を番号非指定事業者が転送電話の提供に使用する場合のルールを整備する必要があるとしております。具体的には、事業者が作成する「電気通信番号使用計画」及び番号の使用状況等に関する定期報告等により、総務省において、番号指定事業者による番号の卸提供の状況及び番号

非指定事業者、卸先事業者による卸提供を受けた番号の使用状況などを確認する必要があるとしております。

最後に19ページをごらんください。論点整理からの新たに追加した項目として、項目7の本検討に関する今後の取組・フォローアップについてまとめております。上からご説明いたしますと、本報告書におきましては、固定電話番号の識別性、信頼性及び適正な使用を確保するとともに、サービス利用者の利便、一般消費者の保護、事業者のサービス提供に係る正当性、公平性及び予見可能性等を確保する観点から、この転送電話のあり方について整理を行いました。これにより、適正な番号使用のもとで「働き方改革」等の利用者利便に資する転送電話の円滑な提供が促進され、かつ、転送電話に係る一般消費者の利益が保護されるための方向性が明確になったものと考えております。

関係事業者におきましては、本報告書が示した方向性に基づき、サービスの提供や利用者対応、事業者間の調整や説明・周知、例えば番号の卸元事業者から卸先事業者への説明・周知も含めた取組を行うことにより、利用者利便の一層の向上や消費者保護を図っていくことが必要であるとしております。

そして、これまでの委員会での検討及び本報告書の内容を実効性あるものとするため、総務省においては、本報告書が示した方向性に基づき、必要となる制度整備を速やかに進め、関係事業者の取り組みを促進する必要があるとしております。

また、本報告書が示したように番号の識別性及び信頼性が適切に確保されるためには、発信者番号について、常に正しい番号が通知されるといったことが担保されることが重要でございます。このため、関係事業者において発信者番号の偽装表示を防止するための実効的な対策を講じていく必要があり、転送電話サービスの提供形態の多様化等に伴う発信者番号偽装表示に関する課題について、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）等の関係業界団体において検討・整理を行い、必要な対策の見直し等を実施することが適当であるとしております。

さらに、本報告書におきましては、固定電話番号の使用条件を満たさない転送電話提供事業者においては、固定電話番号以外の番号、例えば050番号などを使用することとしております。電話サービスにおいては、固定電話番号以外にも050番号、あるいは0600番号、これはFMCサービス用の番号としておりますが、このようなサービスの特性に応じた様々な番号を使用することが可能であり、特に050番号

は、地理的識別性がなく、通話品質等に関してもほかの通信手段との連携等の柔軟な活用も容易であり、企業や公的機関による利用も年々拡大しております。

総務省におきましては、「働き方改革」の一層の推進が求められているところ、それぞれの番号の用途に応じた適切な利用を促進するとともに、番号の信頼性向上のための環境整備に努めていく必要があるとしております。

最後に、この番号政策委員会においては、これらの考え方も踏まえ、本報告書に基づく関係者の取り組みが適切に実施されていくよう、今後もフォローアップを実施し、必要な検討を行うこととしたいとしております。

この報告書の別冊で、資料24-2として、これまでの本委員会での検討資料をまとめた参考資料も配布しております。こちらは適宜ご参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

(相田主査) ありがとうございます。それでは、ただいま事務局から説明いただきました報告書(案)につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

(一井主査代理) 10ページの3.3の方向性、ちょっと細かいといえ細かいんですけども、一番肝心なところですけども、3ポツありますけれども、気持ちとして、2ポツ目というのが、固定電話番号の指定要件を満たしたサービスを利用するための固定電話、これが上に来たらだめなんですかね。何となくこっちのほうが現行の制度上、明確に規定されている内容なので、そもそもこれがあるべきというのが上にあるような気が何となくするんですけども。まあ特にこれでいけないということじゃないんですけども、話の流れとしては。いかがでしょう。

(相田主査) すいません、これは私が逆のほうがいいんじゃないかと言ってひっくり返していただいたこともあるんですけども、だから、まず用語として固定端末系伝送路設備云々という用語が正確なのかというのは大分事務局にも確認してもらったんですけども、クラウドPBXみたいな場合だと、これは結局内線を実現するための多分専用線扱いなんですよ。で、多分実態としてはIPで多重化されて、両側にAD変換というんでしょうか、する装置があるということで、特にそのクラウドPBXを想定したときに、これが一番の条件だよというのがほんとうに適切なかどうかというところがちょっとよくわからなくて、逆に、確実に担保できるのはその上のほうだということで、こっちを上にしてもらったような経緯がちょっとあるんですけども

ね。そこら辺はほかの委員の方からもぜひご意見いただければと思います。

(河村専門委員) 順番としては、私としては今あるのが自然かなとは実は思っていて、細かい伝送路設備の定義とかよくわからないんですけども、まず拠点が確認されていますよね、その拠点到こういうのがありますよねという順番かなと読んだんですが、今、主査のおっしゃったことでちょっとよくわからなくなっちゃったんですけども、この固定端末設備及び固定端末系伝送路設備、及びということは両方ということだと思うんですけども、これは何を意味して、電話機と電話線ですか、何かわからないんですけども。

(相田主査) そこら辺は事務局に答えていただいたほうがよろしいでしょうか。

基本的にそういうことだと思いますけれども、今の時代、昔ながらの黒電話と金属の電線ではない可能性があって、そこら辺をあらわすのにどういう言葉を使うのが最も適切であるかというところはあるんですけども、まあ多分、この固定電話端末と固定端末系伝送路設備というのがあって、だから、少なくともこの転送電話サービスの電話にかかってきた電話をここに着信させることが可能であることくらいまで書いてもいいのかもしれないですけども。

(影井番号企画室課長補佐) ここでいう固定端末設備とは、文字どおり利用者の固定電話端末、電話機のことです。固定端末系伝送路設備とは、交換設備から利用者宅につながっているアクセス回線のことであり、基本的には利用者拠点につながるもの。例えばメタル回線であれば電話機につながるもの、光回線であればONUにつながるものを指しております。

(相田主査) よろしいでしょうか。あと、ここに関連して何かほかにございますでしょうか。

(河村専門委員) 今、主査がおっしゃった、着信させることができるみたいなのを足すというのに私賛成でございます。

(相田主査) この件についてと、ほかになにかご意見ございますか。

(一井主査代理) 特に私も強く変えるべきだということにつきまして、理由があつてこうされたということであれば、これでいいかなと思います。

(相田主査) 何かこの点は、まだ積極的にそこで着信することができることとか、発着信に使うことができることというのは外しているという、何か積極的な理由はあるんですか。

(影井番号企画室課長補佐) 意味的には発着信ができる場合を想定して「音声通信サービスを利用するための」と記載しておりますので、当然発着信ができることを想定しております。

(相田主査) 結局、なぜ0AB～Jなのというときに、ちゃんと品質を満たした回線で着信することができるからということだと思うので、ちょっとその、この回線に着信させることができることというのを確かにつけ加えたほうが自然かもしれないですね。ほかにいかがでございましょうか。

(河村専門委員) ちょっと質問というか確認なんですけれども、品質の方向性の続きの14ページの上に、一部の区間がインターネットになって、ガイドランスとか画面表示を「講じることとし、」の後に、「困難な場合は」「発信者番号を非通知にすること」となっているんですが、これは例えば固定電話回線に消費者がかけて着信転送のとき、一般最終消費者が固定電話だと思ってかけて、その先がインターネットになったときは、何かどうするのですか。その固定電話だと思ってかけた人の、何て言ったらいいんでしょう、それがインターネットになったということ。

(深堀番号企画室長) ご指摘のとおり、おそらく一般の消費者の方を保護するということが重要であり、ポイントになるかと思しますので、発信転送として03などの番号を表示させたい場合には、非通知にすること、ということかと思えます。ですので、ご指摘のとおり着信転送の場合には、非通知にする必然性は、ないかもしれません。

(相田主査) とか、逆に着信転送のときに、この当該措置を講じることが困難だといって認めていいんでしょうかね。やっぱり着信転送の場合に通話料金を払うのは発信側なので、発信転送の場合には非通知にすることで認めてもいいかもしれないけれども、着信転送の場合は、やっぱり基本的にはガイドランスを入れろということなんじゃないかなと思うんですけれども。

(深堀番号企画室長) はい、確かにご指摘のとおりかと思えます。

(相田主査) 同じようなことが先ほどの10ページのところの3つ目のポチも、転送電話サービスにおいて発信者番号を非通知にするという言いほうがあるんですけれども、これもやっぱり発信転送の場合のことですよ。

(深堀番号企画室長) はい、ありがとうございます。確かにご指摘のとおりかと思えますので、「発信転送の場合においては」ですとか、明確にする方向で修正させていただければと思います。

(相田主査) それとあと、10ページのところで、基本的に発信転送を認めるのを、法人契約のときにその構成員が使う場合であって、個人的な契約では基本的に認めないという話だったような気がしたんですけれども、その記述ってどこかに入っていましたっけ。

(影井番号企画室課長補佐) 今、主査がおっしゃっているのは、法人契約であればよくて、個人契約であれば認めないというご趣旨でしょうか。

(相田主査) 大体、たしか委員会の議論でそういうことだったと記憶しているんですけども。

(影井番号企画室課長補佐) その点に関しましては、確かに事業者からも、法人向けのみ提供し、個人向けは提供していないという説明があったり、委員会の中でも、個人向けサービスというのは何となくよろしくないのではないかとというご指摘もございました。他方、ルールとして、契約相手が法人なのか個人なのかということで区別できるものなのかという点がございまして、サービス提供においてルールが遵守されるに当たっては、昨今では簡単に会社を起こせたり法人もつくれてしまう中で、契約者が法人か個人かによってルールに線を引き、差異を設けるというよりは、こういった活動実態や居住実態がある場合に限って提供されるよう確認を徹底するといった観点の方が明確であり、実効的ではないかと。契約相手が法人か個人かということでルールの線を引くのはなかなか困難ではないかということがございまして、この点は前回の論点整理から資料上は今のよう記述になっております。

(相田主査) その辺は結構基本的なところなので、ご意見いただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。ただ、とにかく携帯電話等を含めて、個人で契約する場合は、法人契約する場合は、というので必要な書類とか全部違いますから、逆に形式的な区別、線引きは簡単にできるところでもって、今おっしゃったように、実際には個人だとしても法人登記してそれでということがそれほど難しくないというのは事実ではあるんですけれども。たしかこの委員会でのこれまでの議論はそういうことだったと思いますので、主査として、ちょっとそこら辺ちゃんと交通整理しないといけないかなというところで、委員の皆様からご意見いただければと思います。

(猿渡専門委員) 個人的には、やっぱりそこは線引きしたほうがいいのではないかなと思っていて、簡単に個人が法人になれるといえども、やっぱり手続は必要なわけで、そのために法人化の書類も残るといふことがあるので、そこはやはり区別するという

ほうが現状ではまだいいんじゃないかなという気がしています。

(相田主査) あと、ほかの委員の方、何か。

(河村専門委員) つまり、主査のおっしゃった整理にすれば、個人では固定電話番号を使った転送はできないということですか。

(相田主査) 着信転送というんですか、自宅にかかってきたのを外で受けるほうはできるけれども、外から電話をかけたものを自宅からかけたように発信者番号を表示することはできない、そういう意味ですけれども。

(河村専門委員) 委員会ではそのような議論だったと思いますので、私も主査のご意見には賛成です。もし何かルールをつくる、ルール上難しいということがあれば、何か運用上というか、現実にはそうであるというふうにできないかなとは思いました。

(影井番号企画室課長補佐) 承知いたしました。この点に関しては、やはり法人契約ではよくて個人契約ではだめという単純な線引きだけですと、いろんな抜け穴が生じてしまったり、今後ルール化するに当たって不明確な部分が生じかねないこともあり、委員会でご議論された法人契約に限るという趣旨を踏まえて活動実態等に着目する観点から今のような記述になっておりましたところ、今のご意見も踏まえまして、法人の場合に限定するという旨を記載する方向で検討したいと思います。

(河村専門委員) ちょっとしつこくて申しわけないですけども、杞憂かもしれませんが、逆に、個人と法人を分けると、つまり今まで抜け道があったみたいに、何か個人だと逆にできてしまうみたいなことはないように、法人だけが厳しくなって、個人だと何かもっと自由なルールが適用されてしまうなんていうことがないように、そんなことになるぐらいなら分けないほうがいいかなぐらいの感じなので、済みませんが、今までのルールがいろいろと抜け道があったもので、せっかくきちんとするのであれば、はっきり白黒つくルールをつくっていただきたいと思っています。

(相田主査) 先ほどのあれですと、法人に限り認められるという方向だったとは思いますが、いずれにしても、これは実際のルールに落とすときにまたいろいろ事務局のほうでお知恵をひねっていただくことになるかなと思います。

ほかにかがでございましょうか。

(猿渡専門委員) T C Aの方に対する質問はここでして大丈夫なんですかね。また別で説明があるんでしょうか。

(相田主査) 後でプレゼンいただいた後でももちろん時間はとりますけれども、もし今あ

れなら。

(猿渡専門委員) ああ、大丈夫ですか。ちょっと技術的、インプリ的な興味になるんですが、転送電話を画面に表示するという話がどこかにありましたよね。あれ、どこでしたっけ——14ページ目ですね。現時点では画面表示機能がない端末も存在するという話があって、やはり画面に何か表示する、スマホとかで表示するということは、例えばどういう転送がかけられて届いているのかというのがわかればいいかなと思ったんですが、現状そういうことは可能なのですか。どういう転送がされて自分の手元に、技術的にというか究極的にはパケットにそういう経路をちゃんと記録するなりフラグを立てておけば可能なのかなという気がしなくもないんですけども。将来的も含めて。

(相田主査) これはTCAさんじゃなくてTTCさんのほうですね。現在、事業者の間でもってどういう情報をシグナルとして飛ばしたらいいかという検討中ですので、現時点ではまだ、そもそも転送されたこと自体を発信側で知る機能とかありませんので、これからということで、私が理解しているのは、現在その事業者の間でもって、やるとしたらどういう機能にしたらいいかというのを検討していらっしゃる段階というふうに。

(猿渡専門委員) 済みません、ちょっと不適切だったんですね、申しわけないです。失礼しました。

(相田主査) 何か事務局のほうから補足いただけることはございますか。よろしいですか。ほかにいかがでございましょうか。

(森専門委員) ありがとうございます。18ページの方向性のところ、これは例の指定事業者から非指定事業者への卸提供のところなんですけれども、その方向性のところで、6.3方向性、平成30年電気通信事業法の改正により、事業者による番号の使用についての制度が以下のように変更されるということで2つ変更がありまして、このような番号の卸提供に関する制度の整備を契機として、これこれを確保するため、ルール整備が必要であると。具体的には総務省において以下の点を確認する必要があるということで、1つ目のポツが、番号指定事業者による番号の卸提供の状況、卸番号数、卸先事業者名、卸先事業者による転送電話サービスの提供状況等。もう一つが番号非指定事業者、卸先事業者ですね、今回把握できるようになった卸先事業者による卸提供を受けた番号の使用状況、使用番号数、卸元事業者名、転送電話サービスの提供状

況等とあるんですけれども、これはちょっと両方「等」があるのですが、その「等」としてどのようなことを考えておられるのかというのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

(影井番号企画室課長補佐) まず、卸元・卸先のそれぞれの事業者において、卸番号数、卸先・卸元の事業者の名前を確認する必要があることはベースとしてございまして、さらに今回の検討の主眼である転送電話サービスを提供しているかの状況をこの制度において確認することも必要となります。その上で、この「等」としておりますのは、今回の法改正による制度改正そのものが、転送電話に限ったお話ではなく番号制度全般に係るものでございまして、番号の卸提供の際に、例えば番号ポータビリティや緊急通報を可能とするといったことも、番号ごとに定める番号の使用条件として定まっておりますので、これが卸を介することによって、ルールや規律が遵守されないケースがあるのかどうかといったところは、今後の制度改正の中で検討していかなければならない点であり、そういった点も含めて「等」と記載をしております。

(森専門委員) ありがとうございます。よく理解できました。で、卸先、非指定事業者がまたさらに転売するみたいなこともあるのかなと思ってございまして、その辺の番号のトレーサビリティが確保されないと、後で、この次の19ページのところで、例の偽装表示の防止の話が出てくると思うのですが、それは結局偽装表示された番号が手がかりになっていろいろさかのぼったりすることもあるわけですし、もしかしたらほかの方法もあるのかもしれませんけれども、やはり何となく番号についてのトレーサビリティが確保されていないと、はっきりわからなくなってしまったりすることもありますので、特に非指定事業者からの再販先事業者名ですとか番号とかを入れていただいたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

(影井番号企画室課長補佐) 今の点に関しましては、報告書案の17ページの6.1の現状・課題の最初のパラをごらんいただきまして、2行目に「当該番号指定事業者から電気通信役務の卸提供」に括弧を開いて「(当該番号指定事業者の卸先事業者からの再卸提供、再卸先事業者からの再々卸提供を含む。以下同じ。)」としております。この項目6の中で語っている「卸提供」というのは、再販についてルール化しても、では再々販であれば許されるのか、その先は、というふうに脱法的な形になってしまうので、基本的には一次卸、二次卸、三次卸等も含めてしっかり確認をしていくということが報告書案の中に盛り込まれております。他方、卸の実態において、番号がどのぐ

らのボリュームで、階層がどうなっているのかなど、ルールの実効性と、事業者側の負担や現実的に対応可能な部分などを見ながら、実効性のある形で対応していく必要があると思っております。

(森専門委員) ありがとうございます。よくわかりました。済みません、ご趣旨としてはよくわかりました。ちょっとこの18ページの記述の仕方が、指定事業者による卸提供の状況はこう、非指定事業者についてはこうという書き分けになっていますので、そういう意味では非指定事業者側での事柄としてもうちょっと整理していただいたほうがいいかなというふうに思いました。

(相田主査) じゃあこの件につきましては、ちょっと記述を補足していただくということでご検討いただければと思います。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。この報告書について、今日欠席の委員については、何かもうご意見をお伺いしているんですけど。

(影井番号企画室課長補佐) この報告書案自体はまだですが、論点整理の段階では確認をいただき、特段ご異論がないといった回答をいただいております。

(相田主査) はい、わかりました。

先ほどと今と何カ所か修正ということがございましたので、特に先ほどの法人云々の件はかなり重要な点かと思っておりますので、本日のご指摘を踏まえた報告書の変更案というものを事務局に作成いただきまして、委員の皆様にご確認いただきたいと思っております。あわせて、本日ご欠席の委員の方にも内容をご確認いただき、それを踏まえて報告書を確定させていただきたいと思っておりますけれども、最終版の報告書につきましては、一応形式的に事務局と私のほうにご一任という扱いにさせていただければと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それで、この報告書(案)につきましては、7月18日に開催予定の電気通信事業部会にて報告ということなんですけれども、申しわけありません、私がちょっと論文審査と重なっております、親会に出席できないものですので、一井主査代理と、あと河村委員がご出席いただけるということですので、その節はよろしく願いいたします。

続きまして、今も話題になりました、議題上はその他ということなんですけれども、発信者番号偽装表示対策につきまして、TCA様においてこれまでさまざまな取り組みをいただいているということで、それについてご報告いただければというふうに思

います。それでは、TCA様、よろしくお願いいたします。

(鈴木氏：オブザーバー) 電気通信事業者協会の鈴木と濱谷でございます。よろしくお願いいたします。それでは、資料24-3のほうをごらんいただきまして、そちらをもとに説明させていただきたいと思っております。先ほど事務局からもございましたが、この資料の黄色網かけ部分は、委員、総務省様限りとなっておりますので、ご了承いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

まず最初になんですけれども、TCA（電気通信事業者協会）はどんなものだというのを簡単にまとめてございます。昭和62年に設立されまして、会員数は現在50社程度でございます。お手元に水色のものがございますが、その中に会員の50社の社名も載っておりますので、ご参考いただければと思っております。協会の中の組織としては、そこに絵が描いてございますが、このようになってございまして、その中に、上から2番目のところに消費者支援委員会というのがございます。その中に今回の発信者偽装に関する部会を平成17年につくりまして、発信者番号偽装表示対策ガイドラインというものを策定いたしました。それ以降、法務省令の改正等に合わせまして改定を行ってきているという内容でございます。ガイドラインは原則非公開でございます。〈外秘のため一部記載せず〉

2ページが、平成17年、7月に報道発表された内容ということでございます。第1版をつくりまして、今も改版を重ねて実施していると。あと、本ガイドラインの目的ですとか、そういったものもごらんいただければと思います。

3ページは、実際の事例ですとかそういったところも書かせていただいておりますので、こういったものを踏まえまして、消費者の皆様の方にはご注意をいただきたいというような形でご案内もさせていただいたところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

(相田主査) ありがとうございます。それでは、質問、ご意見等ございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

(猿渡専門委員) 済みません、まずちょっと教えていただきたいんですが、TCAとTTCの違いって、すみません、ほかにも質問あるんですが、そこをちょっとまず理解してから。申しわけないです。

(濱谷氏：オブザーバー) TCAというのは、いわゆるよくキャリアというふうに表されますけれども、いわゆる電話のサービスですとかインターネット接続とかいうサービ

スを提供する通信事業者の団体です。TTCさんは、もう少し原理的なところの、通信がつながる手順ですか、そのあたりを我が国の中で定めていて、国際でやっているITU-Tなどに提言をされていていっている組織ということでございます。相田先生、合っていますでしょうか。

(相田主査) まあとにかく、TCAさんは事業者の団体、TTCは一応標準化団体ですので、その中には事業者さん以外のメンバーもいらっしゃるというのが簡単な差かなというか。

(猿渡専門委員) じゃあそれを踏まえて、この偽装というのは、標準化とかとは独立にやらなければいけない作業だったということなんですかね。

(濱谷氏：オブザーバー) はい、そのとおりです。ご承知のように、電話というのはAさんとBさんと2人で対話をします。ただ、この2人の間を取り持つキャリアというのが1社で済むこともありますし、例えばAさんが契約しているキャリアから中継、例えば国際電話のキャリアB社を経由してC社で契約した方というふうなところにもなりますので、そういった設備の手順はTTCさんなどで定められていますし、その間で、発信者から例えば電話料金を頂戴しますというのは、例えば今の話でいうと、A社の契約しているキャリアからになるんですけども、今お話ししましたB社あるいはC社というところにも、例えばアクセスチャージという言葉が一般的かもしれませんが、事業者間でコストについては精算しましょうという話をしなければいけません。そういったところがありますけれども、偽装表示の関係については特にそういったベーシックなところというのはないので、事業者の団体でこういうふうにするといいですねということを決めましたということになります。

(猿渡専門委員) 現状では、国内では、基本ここに参加しているメンバーのキャリアを利用している限りは偽装されることはないと理解していて大丈夫なんですかね。

(濱谷氏：オブザーバー) <外秘のため記載せず>

(相田主査) ほかにいかがでございましょうか。

(森専門委員) ご説明ありがとうございました。世の中的な問題としては、発信番号偽装というのは結構あるのかなと認識しては、多分、仕組みを教えていただいても、私の知識では理解できないという問題があるかと思うんですが、ここにこうして番号のところでご説明いただいているわけですけども、その番号側の取り扱いといいますか、運営が問題で番号偽装表示が発生しているとか、あるいは番号偽装表示の犯人

がたどりにくくなっているとか、もしそういう事情があれば教えていただきたいと思  
います。

(濱谷氏：オブザーバー) <外秘のため記載せず>

(相田主査) ほかにいかがでしょうか。

(猿渡専門委員) もう一回。今回、この話は交換機だけの話という理解でいいですよ。

今後、Skype-outやLine-outといったインターネットアプリケーションから固定電話に  
直接発信できる仕組みがますます普及してくると思うんですけども、それもT C A  
の中で議論される話なんですか。それはまずT T Cで議論されてという感じなんです  
かね。あの辺が電話業界の様態を変えてくるだろうなという気が個人的にはしている  
んですけども。

(濱谷氏：オブザーバー) インターネット電話という意味でいいますと、インターネット  
接続という意味では、私どもの会員が確かにサービス提供しているところはあるんで  
すが、我々の設備とサービスを利用したサービス、全くこの転送電話なんかもそうだ  
と思うんですけども、それに関しては、まず現状、確かに入っていないで、それを  
今盛り込む予定があるかと言われると、今のところは検討の中に入っていないです。  
ただ、視野には入れなきゃいけないねという共通理解はありますので、その後、それ  
がどういう化学反応を起こして取り入れられる、あるいは取り入れないかというところ  
はまだ見えていない状況です。

(猿渡専門委員) ありがとうございます。

(相田主査) よろしいでしょうか。

(一井主査代理) この17年当時に利用者向けの訴求という形で、これはホームページで  
発表されたということですか。その後、これに関するフォローというか、新たに、1  
7年はもう大分前の話でございますので、最近こういうことをしたとか、そういった  
ことがあるんですか。

(鈴木氏：オブザーバー) 改定もしております、済みません、何版になるのかわかりま  
せんが、何版か改定はしてございます。で、その後、今もお話でしたが、今  
現在まさにI Pを使った形の検討をしてございますので、今も活動しております、  
秋ぐらいにさらなる改版を出せばなという形で今動いているところでございます。

(一井主査代理) 申しわけございません、利用者向けに特に新たに何かしていただくとい  
うのはありますかということをお聞きしたんですけども。

(濱谷氏：オブザーバー) そういう意味では改版のときに、1回目のこれもTTCのホームページに発表しただけではなくて、記者を含めた報道発表をしております。で、その後一度少し大き目の改版をしたときに、総務省令の改正に伴うものなんですが、そのときも記者発表ということで報道発表はしております。ただ、その2回きりというのは確かです、特に近年、例えばユーザーから苦情が増えていきますとか、そういったことを踏まえたような発表ですとかは特にございません。

(一井主査代理) ありがとうございます。

(相田主査) よろしいでしょうか。はい。

(河村専門委員) 私もその現状が知りたかったんですけども、悪質なものは減ったことは間違いがないんですよ。ただ、交換機を使ったものでも起きているのかとか、起きているから改版しているのかとかよくわからなかったんですけど、あと、IPとかそちらの、カバー範囲じゃないとおっしゃいましたけれども、その世界ではこういったことは現に今も起きていて増えているとか、そういう現状というのはあるんですか。おわかりになれば。

(濱谷氏：オブザーバー) ユーザー苦情関係というのは特に、例えば統計的な捉え方とかしていないので何とも言えないところなんですけれども、ただ、ちょっと問題が絡み合うような話になって申しわけないんですけども、苦情とかいう中には、例えば加入者番号、一番最後の4桁が0110というところから電話がかかってきました。これは警察だと思っただけでもと、折り返してみたら違う人が出たので、詐欺だ、偽装だという話になるんですけども、よくよく紐解いて考えてみますと、その加入者番号の4桁のところは国が規制しているものでなく、普通に電話番号の一つとして番号の指定を受けた事業者がお客さんに払い出しているものですから、そのあたりの誤解といったものもその苦情の中にはあったようでございます。で、昨今苦情が増えているかどうかという、必ずしもわかっていないんですけども、中にはそういった誤解から生じているものもあるのではないかなとは思いますが、どうでしょうか。

(河村専門委員) 苦情が知りたいというよりは、偽装されているケースというのを把握されているかどうかということなんですけれども。その傾向とか。

(濱谷氏：オブザーバー) 特に把握はしていないですけどもね。何というのか、ほんとうにインターネットに出ていくものというのは確かに承知していないんですけども、

少なくとも従来の電話番号を使ったものについては防止できていると考えていますので、それが違うという話は今のところ受けたことはないです。

(河村専門委員) わかりました。

(相田主査) ほかにいかがでございましょうか。

(森専門委員) すいません、ちょっと私も繰り返してしまいかもしれないんですけども、私としては、特殊詐欺等に偽装した番号、以前、河村さんの03を使ってみたいな資料がありましたけれども、ああいう説明を私も聞いたことがありまして、それとなく、警察からということではないんですけども、0AB～Jを使って信頼させて特殊詐欺をするみたいなケースもあるやに聞いておりまして、それはほんとうに聞いている程度の話なんですけれども、ですので、ちょっとその実態がどうかということとはとりあえず置いておきまして、本日せっかくお運びいただいたわけですから、この偽装対策委員会として、本日原案を検討しました、その番号政策委員会の報告書(案)について何かコメントをされることはあるんでしょうか。何となくちょっと因果関係がわからないといえますか、私としては、報告書の末尾に、18ページの4パラのところ、報告書が示したように、番号の識別性及び信頼性を適切に確保するためには、発信者番号について常に正しい番号が通知されることが担保されていることは重要であることから、関係事業者においてこれこれと。まさにそれをやっていただいていると思うのですけれども、こっちからお願いしますというだけではなくて、こちらから番号の運用について何かご意見があれば伺えればなと思うのですけれども、いかがでしょう。

(濱谷氏：オブザーバー) 難しいですね。どうしても、ここでは番号について検討するということになっていますが、ご承知のように、番号というのはサービスに紐づいて提供されることが多いといえますか、ほとんどだと考えております。ただ、そのサービスというのも、設備に紐づいたサービスと、例えば我々が提供している、発着あるいは着転送というサービスを利用した、普通のビジネスのユーザーさんと、そうじゃなくて悪用しているユーザーとがいるので、そこは外形的な判断はなかなか、分別というんですかね、というのはキャリアがやるべきなのかどうなのかというのがありますし、キャリアがそれで判断できるのかどうかというのをございますし、そのあたりは非常に難しいのかなと思いつつも、先ほど森先生がおっしゃったような、今からのところの検討の中で、そのあたりは事実確認ですとか、キャリアにできることできないこ

と、できないけどやってほしいことというのが整理していけばなというふうに思いながら読ませていただいております。

(森専門委員) ありがとうございます。ちょっとお答えになりにくいんだなというふうに理解しました。ありがとうございます。

(相田主査) ほかにいかがでございましょうか。

(河村専門委員) 済みません、ちょっと1点ごめんなさい。さっきの話に出てきたところで、ふと疑問に思っちゃったんですけれども、0110のことを普通に電話番号だからとおっしゃったんですが、それはそういうもの、使っていい、何か局番、下4桁0110って別に普通の番号なんですか。あ、そうなんですね。何か……。じゃあむしろ消費者のほうの誤解というか、何か思い込みを利用して詐欺に使っているという意味なんですね。

(濱谷氏：オブザーバー) はい、さようでございます。

(河村専門委員) 指定しないようにとかって、そういうのはないんですね。わかりました、すいません。

(濱谷氏：オブザーバー) 何だっけな、何年か前とかにもあって、こういう関係の事業者さんが使っていましたとかいうのはやっぱりありますし。

(河村専門委員) ありました。

(濱谷氏：オブザーバー) あえて意図的に振っているかどうかはちょっとわかりませんが、それでも。

(河村専門委員) 今思い出しました。私の職場にもありました、その番号。

(相田主査) はい、よろしゅうございますでしょうか。それでは、TCA様、本日はお忙しいところありがとうございました。もしかしてこの後、追加で委員の方からこういうことについてという質問等出るかもしれません。その節は文書でお問い合わせさせていただきますので、ご協力いただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうで用意いただきました議題は以上かと思われましたので、今後のスケジュール等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

(影井番号企画室課長補佐) 先ほど相田主査からお話がありましたように、本日の委員会でのご検討、委員の皆様からいただいたご意見を反映した報告書（案）の修正を事務局において行います。その修正案につきまして、委員の皆様にご確認をいただきまし

て、主査とご相談をさせていただき、本委員会の報告書としてまとめていただきましたら、その内容を電気通信事業政策部会において報告・審議いただく運びとなっております。本委員会の今後の日程等につきましては、別途のご案内とさせていただきます。

以上でございます。

(相田主査) この資料24-2の一番後ろの紙に書いてございますけれども、7月18日に答申案を報告した後、意見募集を行いまして、その意見募集に対する考え方というのを整理する必要があるということで、8月の終わりか9月の頭に次回開催させていただくことにおそらくなると思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございますけれども、全体を通じまして、構成員の皆様から何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして第24回電気通信番号政策委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。